

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第4 議案第13号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第14号 北方町企業立地促進条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第15号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第1工区）工事）（町長提出）
- 第7 議案第16号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第2工区）工事）（町長提出）
- 第8 議案第17号 北方町都市計画マスタープランを定めるについて（町長提出）
- 第9 議案第18号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第10 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願（総務教育常任委員長報告）
- 第11 請願第2号 平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願（総務教育常任委員長報告）
- 第12 発議第2号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について（議員提出）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	奥田克彦
教育長	西原朗	総務課長	奥村英人
防災安全課長	後藤博	税務課長	加藤章司
教育課長	有里弘幸	住民保険課長	臼井誠
福祉健康課長	林賢二	健康づくり担当課長	大塚誠代
上下水道課長	川瀬豊	都市環境課 技術調整監	窪田吉泰
都市環境課長	山田潤	会計室長	松井敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	山田彰紀
議会書記	堀創二郎		

○議長（立川良一君） おはようございます。

第3回北方町定例議会を開催いたしましたところ、連日にわたり精力的に御審議をいただきまして、ありがとうございました。ただいまから最終日になります。会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 戸部哲哉君及び9番 井野勝巳君を指名いたします。

日程第2 承認第1号

○議長（立川良一君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 総務省がこの件に対してですが、総務省が出しています地方税法等の一部を改正する法律の概要によりますと、地方法人課税があります。国と地方を通じた法人の実効税率は現在34.62%で、27年度は32.1%マイナスの2.5%になり、28年度は31.33%でマイナス3.29%になります。

27年度は町の予算では1,960万減っているわけですが、どのようになりますか。減りますかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（立川良一君） 加藤税務課長。

○税務課長（加藤章司君） 申しわけありませんが、今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時47分

○議長（立川良一君） 再開します。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤章司君） 大変失礼いたしました。

日比議員の御質問のとおり、個人町民税につきましては、実効税率は引き下げられることによって、それはわかっておりましたので減額とする予算となっております。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 答弁いただきましたけど、1,960万円町民税が減額になるということによろしいですか。

○議長（立川良一君） 加藤税務課長。

○税務課長（加藤章司君） はい、そういうことでございます。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこの専決処分に反対の討論をしたいと思います。

自公内閣の2015年度税制改正大綱は、大企業優先政治のきわみとしか言いようがありません。財界が言うような法人税率を最終的には20%まで持っていくとのことであります。なぜ、この国のことと思われるかもしれませんが、国と地方は密接に関連しあっているからです。この税制によって大企業は潤い、中小零細企業などはその犠牲になります。大企業の減税の穴埋めは2018年4月1日からの消費税10%増税と言われているわけであります。この税の中に出てきますが、例えば軽自動車は今7,200円の年税額を払っているわけですが、28年から6段階になります。27年度中に軽乗用という車を買えば、28年度は50%の値上がりをして1万800円、平成14年以前に新車を購入しておれば重課税という形で1万2,900円、まさに5,700円の値上がりで74%の値上げになります。

そして、経過としてその反面、電気・天然ガスは4,500円となり、62.5%までやることになります。大企業では法人税などで大変まけてあり、私たち国民は増税を押しつける、こんなやり方は許せないということで反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

日程第3 承認第2号

○議長（立川良一君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） また答えが出ないかもしれませんが、消費税増税に伴う社会保障の制度改定として1,664億円が国の交付になるわけですが、国とか市町で国が2、県が1、市町が1になるそうではありますが、北方町はこうしたお金は幾らぐらい入ってくるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（立川良一君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） もう一度お願いします。

消費税増税に伴う国保のほうの収入ということによろしかったですか。

○10番（日比玲子君） はい、いいです。

○住民保険課長（臼井 誠君） まだ国のほうからは具体的な金額は来ておりませんが、割合については追加が来ておりませんが、今年度、国保の軽減分に係る分につきましては、補正予算で追加で国のほうからその分が来るという話は聞いております。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この専決処分は、国保税の最高限度額を、ちょっと違うかもしれませんが、81万円から85万円下に引き上げるものです。2018年度は国保会計が県一本になるということになっていますが、これは地方3団体が合意していますが、高過ぎる国保税の引き下げが求められて今まで来ました。

この制度改定として厚生労働省は保険税負担の軽減、その伸びを抑制するためのものと言っているわけですが、北方の国保税加入者のうち最高限度額になる人は122世帯、2割・5割・7割の軽減世帯は国保加入者の46%を占めているそうであります。この中間に当たる人、家族数によって保険料は違いますが、200万から300万のお金を、こうした補正で組むと言われたわけですが、この補正を使って引き下げることが可能ではないかと思いますが、ということでこの法案には反対をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第13号

○議長（立川良一君） 日程第4、議案第13号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を省略します。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この法律は、子ども・子育て支援法に基づいて児童福祉施設の見直しを行うものであります。今まで保健師とか看護師を認めていたものを、これに准看護師を加えるということは、保育所の質の低下とか安全の問題とかということ、すごく招くんじゃないかと思っておりますので、これに反対したいと思っております。

ちなみに、北方町では高屋にあります、ちびっこ学園がこの小規模保育所のB型になるそうありますので、本当にこんなことで、大都会においては保育所は待機児童が多いということで、いろんな形でやるわけで、ビルの何階かに置いたりするわけですけども、北方町はそういうことではないと思うんですけども、こういうふうで、国がやれば地方もやるということでやりますので、本当に私は保育所の質の低下を免れないのではないかとということで、反対したいと思っております。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号

○議長（立川良一君） 日程第5、議案第14号 北方町企業立地促進条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号

○議長（立川良一君） 日程第6、議案第15号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第1工区）工事）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号

○議長（立川良一君） 日程第7、議案第16号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第2工区）工事）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号

○議長（立川良一君） 日程第8、議案第17号 北方町都市計画マスタープランを定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号

○議長（立川良一君） 日程第9、議案第18号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第18号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第1号及び日程第11 請願第2号

○議長（立川良一君） 日程第10、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願から、日程第11、請願第2号 平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願を一括議題といたします。

付託いたしました案件について、総務教育常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） それでは当委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日は、平成27年6月18日であります。

件名といたしまして、所得税法第56条の廃止を求める請願についてであります。

審査の結果は、平成27年6月18日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決定をいたしました。

また、別件で平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願も、同日18日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で総務教育常任委員長の報告を終わります。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、所得税法56条を廃止をしてほしいという立場で賛成をいたしたいと思えます。

事業主の配偶者やその親族が、事業に従事したのに対価の支払いは必要経費に算入しないという内容であります。そして、事業主が税の申告をするときに、配偶者は86万円、それ以外の家族は50万円控除されるのみです。なぜ今も56条が残っているのでしょうか。明治20年に所得税法がつくられて、戦後有名なシャープ勧告でも残されて、今日も残地として残っているということで

あります。こういう古い56条は廃止をしてほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[発言する者あり]

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

○議長（立川良一君） 再開します。

討論を終わります。

これから採決をします。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願ひます。

[賛成者起立]

○議長（立川良一君） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択することに決定をいたしました。

請願第2号 平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願の委員長報告に対し、質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、この国際平和支援法と平和安全整備法の意見書に賛成の立場で討論したいと思います。

安倍自公内閣は、国際平和支援法と10本の法案を一つにした平和安全整備法を閣議決定し、国会でその審議が今行われています。これらの法案は、今までの専守防衛から、海外で戦争する国をつくろうとしています。日本は戦後70年、憲法9条があるため一人も殺さずに来たのです。もしこの法案が通れば、自衛隊はもちろん、若い人たちが殺し殺されることになりかねません。北方町では庁舎の入り口の北側に平和非核都市宣言の碑があります。そこには一部のみ紹介をしますと、「これから私たちは、「平和の創造者」となるべくここに日本国憲法の理念のもと、非核三原則を遵守し命の大切さを心に刻み「殺すな。殺させるな」と世界に呼びかけて」云々と書かれています。

この非核自治体宣言は23年9月に書かれたものであり、清流平和公園はことしの3月に行われました。この決議などは全会一致で議会在議決をされたものですので、北方町では平和に力を最も入れていると思いますので、この法案に対しては、私は廃案すべきではないと思いますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択であります。請願第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（立川良一君） 起立少数であります。したがって、請願第2号は不採択することに決定をいたしました。

日程第12 発議第2号

○議長（立川良一君） 日程第12、発議第2号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 北方町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

北方町議会会議規則（昭和46年北方町規則第10号）の一部を改正する規則を次のように制定するものであります。

平成27年6月24日に提出をいたします。提出者、井野勝巳、賛成者、戸部哲哉君、同じく鈴木浩之君、杉本真由美君であります。

提案理由でありますけれども、議員定数の削減を進めてきた中で、実態と規則内容とのそごが生じております。標準町村議会会議規則との整合性と照らして、標準町村議会会議規則の一部改正も伴い、本規則を制定しようとするものであります。

説明は一応させていただいておりますけれども、規則の中に、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるという事項も入れます。

第14条第1項中、1人以上の後ろに発議者を含むという、発議者を括弧で入れることを加えます。

それから第16条、2人以上を1人以上に改めると、これは先ほど言いました町議会規則の整合性をとるものであります。

それから、17条中の2人以上を1人以上、これにも発議者を含むに改めます。これは既に19年に一部改正がされておりましたけれども、議会のほうの規則が訂正されていなかったということですので、この点であります。ここで反対も、発議者を含めるという1人でありますので修正案の提出についても1人でできるということですので、常に修正については1人でできますのでよろしくお願いをいたします。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） 過ぐる6月18日から第3回定例会をお開きをいただきまして、私どもが用意をして御審議をお願いをいたしました全議案につきまして慎重な審議をいただいた結果、提案どおりお認めをいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

とりわけ議案の中でも、北方町企業立地促進条例と北方町都市計画マスタープランにつきましては、ともに関連性があることでございますし、北方町の未来に向かってこのまちづくりをどういうふうに進めていくかという課題も十分含んだ内容でございますから、おかげさまで全議員の皆さん方の御賛成をいただきまして御決定をいただきましたので、今後この方針に沿って行政を進めていくわけでございますが、一方で、いろんな議論が巻き起こってくるということも否定することができないというふうに思っております。

御決定をいただきましたことでございますから、私ども執行部としては、文字どおり全力を挙げてこの方針で進んでまいりますが、何よりも議会の皆さん方の積極的、前向きな御協力もいただかなければ、こうした大きな事業というものは推進をするわけにいかないわけでございますので、議員各位におかれましては、この趣旨を十分御理解をいただきまして、今後の事業推進に当たっては格段のお力添えをいただきますようお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

やがて梅雨も明けますと、本格的な夏の訪れになってまいりまして、ここ数年は異常気象の連続でございますから、恐らくこの夏も猛暑が続くことと思っておりますが、どうぞ御自愛をいただきまして、今後とも御活躍をいただきますとともに、町政発展のために皆様方の一層の御協力を重ねてお願いをして、閉会に当たっての御礼の御挨拶にかえさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

平成27年第3回北方町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時15分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年6月24日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員